第4回年金記録問題に関する特別委員会 平 成 2 5 年 6 月 2 0 日

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(第3号被保険者の記録不整合問題への対応関係部分)

法案提出 平成25年4月12日

法案成立 平成25年6月19日

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

1. 法案の内容

- 1. 厚生年金基金制度の見直し(厚生年金保険法等の一部改正)
- (1)施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2)施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、 基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3)施行日から**5年後以降**は、**代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、 厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乗せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。
- 2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応(国民年金法の一部改正)

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
- (2) 不整合期間を「カラ期間」(年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント)扱いとして、無年金となることを防止
- (3)過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)
 - (※)サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。
- 3. その他(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

2. 施行期日

- 1は、公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日
- 2は、公布日から1月を超えない範囲で政令で定める日((3)は施行から1年9月以内、(1)は施行から4年9月以内)
- 3は、公布日

第3号被保険者記録不整合問題とその対応の全体像

【第3号被保険者の記録不整合問題】

夫がサラリーマンで妻が専業主婦の家庭では、妻は 第3号被保険者となる。その後、夫が離職すると、妻は 第1号被保険者となるが、必要な届出を行わなかった ことにより、年金記録上、妻が第3号被保険者のままと なっていて、不整合が生じているケースがある。

※この不整合期間を原則そのまま第3号被保険者期間として扱う 「運用3号」取扱いが、平成23年1月から課長通知に基づき 実施されたが、国会で批判が相次ぎ、同年3月に廃止された。

(典型的なケース)



(法案の内容)

不整合
→妻

(2)

年金記録2/3号が継続

不整合期間

問題の所在)

不整合期間未訂正 〈推計約5.3万人〉 (「運用3号 | 取扱い対象 者(約300人)も含む)

|納付実績に見合った額| より高い年金額

不整合期間を 「カラ期間<u>」</u>とし、 無年金状態を 解消

※「カラ期間」は、 年金額には反映 しないが受給資 格期間としてカウ ントする期間

(3)

|過去10年間の |不整合期間の 追納を可能にし、 年金額を回復 する機会を提供 (3年間の時限措置)

※60歳以上の者は 50歳~60歳の 10年間の不整合 期間の追納を可 能とする

追納期間終了後に、 |納付実績に見合った 年金額に訂正

この他、以下の措置を 講じる。

(4)

現に障害年金や遺族年 金を受給している者の 受給権を維持

(5)

不整合記録の再発を 防止(第3号被保険者でな lくなった旨の情報を事業主 |経由で入手|

ᇑ

高

者

不整合期間 既に訂正済 〈約50.3万人〉

現 役

層

不整合期間未訂正 〈推計約42.2万人〉

> 不整合期間 既に訂正済 〈約67.3万人〉

納付実績に見合った 年金額

現役層で不整合期間 未訂正の者も、裁定時 に記録が訂正される

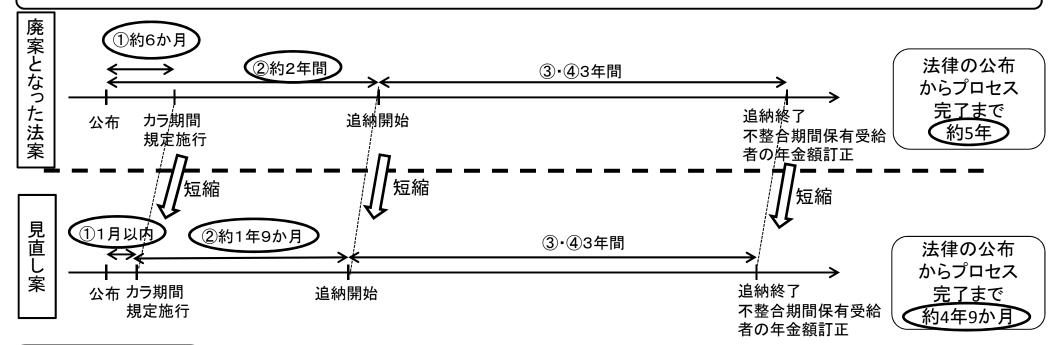
※記録が訂正されたこと により、受給資格期間 を満たせず、無年金と なっている者もいる



※平成23年11月に国会提出し、衆議院の解散で廃案となった「主婦年金追納法案」について、施行スケジュール等を見直して再提出するもの。

施行スケジュールの見直しについて

法案の国会への再提出に当たり、廃案となった「主婦年金追納法案」(平成23年11月国会提出、24年11月廃案)で予定していた施行スケジュールについて、現時点での準備状況も考慮しつつ、できるだけ早期に年金受給権の保護、保険料追納の受付、年金額の訂正を行えるよう、施行スケジュールの見直しを行う。



① <u>不整合期間のカラ</u> 期間扱い

・年金権保護のためにできるだけ早急に施行することが望ましいことから、公布 の翌月の初日から施行 (法律上は、公布後1月以内で政令で定める日から施行)

② 特例追納の受付開始

- ・年金額を回復する機会はできるだけ早く付与することが望ましいことから、<u>約3</u> <u>か月前倒し</u>し、公布から約1年9か月後 から追納受付
- ・<u>追納を反映した年金額の改定は、追</u> <u>納の翌月</u>から(ただし、実際の支払いは 追納受付開始から1年後に開始(それ までの分は遡及して支払い))

③ 特例追納の期間

・対象者への周知や納付する保険料準備に一定期間を確保することが必要であるため、現在行われている後納制度と同様に3年間の期間を確保(廃案となった法案と同じ期間)

④ 不整合期間保有受給者の年金額訂正

- ・未訂正の不整合期間により、納付実績に見合った額より高い年金額となっている者(「運用3号」取扱い対象者含む)については、追納実績を踏まえて正しい年金額に訂正するという考え方の下、追納終了とともに額を訂正(減額の上限は訂正前年金額の10%とする配慮措置あり)
- ・<u>本来の年金額より高い年金が支払われる期間</u> は、廃案になった法案と比べて約3か月短縮

第3号被保険者記録不整合問題の経緯

平成21年

11月 旧社会保険庁の職員アンケートで不整合記録問題の存在が判明

平成22年

- 3月 「運用3号」取扱いの方針を決定
- 12月 運用3号の課長通知を発出

平成23年

1月 「運用3号」取扱い実施

国会で、「運用3号」取扱いに関して、法律ではなく課長通知で処理したこと等に対する批判が相次ぐ

- 3月 <u>「抜本改善策案の方向性と論点」(厚生労働大臣)</u>を公表。 「運用3号」通知廃止。
- 5月 民主党のワーキングチームと社会保障審議会の特別部会が、それぞれ報告書を発表し、対応策を提言
- 11月「主婦年金追納法案」を臨時国会に提出

平成24年

11月「主婦年金追納法案」が審議されないまま、衆議院の解散に伴い廃案に

平成25年

- 4月「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を提出
- 6月 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が成立

「運用3号」取扱いのポイント

- ○年金の受給権者
 - → 不整合期間があっても、もらっている年金 の額を減らさずにそのままとする。
- ○現役の被保険者
 - → 将来に向けては、第1号被保険者とし、保 険料納付を求める。

過去の不整合期間については、保険料の 時効が消滅していない過去2年間を除き、 そのまま第3号被保険者の期間として扱う。

抜本改善策案の方向性と論点のポイント

- ○抜本改善策は、法律により対応する。
- 抜本改善策として、以下の事項について、検討する。
 - ・不整合期間を「カラ期間」とすること
 - ・不整合期間に対する特例追納の実施
 - ・上記は、3年間の時限措置とすること
 - ・将来に向けた再発防止策の実施
- ○「運用3号」通知の廃止